第二節　［略］

第百六十一条～第百六十四条　［略］

第三節　かぎ付はしご操法

（操法実施上の留意事項）

第百六十五条　第四条、第百八条、第百三十五条及び第百六十条に定めるもののほか、かぎ付はしご操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　略］

（かぎ付はしごの搬送）

第百六十六条　かぎ付はしごを架てい位置に搬送するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　第一はしご員は、前号の号令で第百六十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしごを肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしてもち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをその場に置く。

三　第二はしご員は、第一号の号令で第百六十一条第三号に定める要領で第一はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、はしごを肩からはずして基底部を地面につけ、はしごの右側中央部にいたり、両手ではしごをもつて「よし」と合図し、第一はしご員の「かぎよし」の合図ではしごをその場に置く。

［四　略］

第百六十七条～第百七十一条　［略］

第十八章　人てい操法

第一節　［略］

第百七十二条　［略］

第百七十三条　［略］

第二節　［略］

第百七十四条　［略］

第百七十五条　［略］

第百七十六条　［略］

第三節　［略］

第百七十七条　［略］

第百七十八条　［略］

第百七十九条　［略］

第四節　空間人てい操法

（操法実施上の留意事項）

第百八十条　第百七十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　略］

第百八十一条　［略］

第百八十二条　［略］

第百八十三条　［略］

第二節　［同上］

第百四十一条～第百四十四条　［同上］

第三節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百四十五条　第四条、第百八条、第百三十五条及び第百四十条に定めるもののほか、かぎ付はしご操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　同上］

（かぎ付はしごの搬送）

第百四十六条　［同上］

［一　同上］

二　第一はしご員は、前号の号令で第百四十一条第二号に定める要領で第二はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、第二はしご員が基底部を地面につけたのち、はしごを肩からはずし、主かんを順次もちかえてはしご先端にいたり、はしごの表側を上にしてもち、第二はしご員の「よし」の合図でかぎを引き出し、「かぎよし」と合図してはしごをその場に置く。

三　第二はしご員は、第一号の号令で第百四十一条第三号に定める要領で第一はしご員と協力してかぎ付はしごを架てい位置に搬送し、はしごを肩からはずして基底部を地面につけ、はしごの右側中央部にいたり、両手ではしごをもつて「よし」と合図し、第一はしご員の「かぎよし」の合図ではしごをその場に置く。

［四　同上］

第百四十七条～第百五十一条　［同上］

第十八章　［同上］

第一節　［同上］

第百五十二条　［同上］

第百五十三条　［同上］

第二節　［同上］

第百五十四条　［同上］

第百五十五条　［同上］

第百五十六条　［同上］

第三節　［同上］

第百五十七条　［同上］

第百五十八条　［同上］

第百五十九条　［同上］

第四節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百六十条　第百五十三条に定めるもののほか、空間人てい操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一・二　同上］

第百六十一条　［同上］

第百六十二条　［同上］

第百六十三条　［同上］